

蚊に刺されないように注意しましょう

蚊の多い季節がやってきました。コガタアカイエカ（以下、蚊）に刺されると日本脳炎に感染することがあります。

感染予防

蚊は日没後に活動が活発になります。このような時間帯に屋外に出るときは、蚊に刺されないように、肌の露出が少ない服を着るようにしましょう。

室内では網戸や蚊取り線香などを利用しましょう。

また、感染に対する抵抗力を落とさないために、十分に栄養、睡眠をとり体調管理をしましょう。

日本脳炎ウイルスについて

日本脳炎ウイルスは、豚の体内で増殖し、蚊を媒介して人に感染します。人から人への感染はありません。例年、日本脳炎ウイルスを保有する豚が西日本地域で確認されています。豚の多い場所や、蚊が発生する水田・沼地の周囲は特に注意が必要です。

ストップ風しん 無料抗体検査

風しんは妊婦、特に妊娠初期の女性がかかると、生まれてくる赤ちゃんにも感染し、先天性風しん症候群という病気にかかることがあります。家族で風しん抗体検査を受けましょう。

対象者 高知県内に住所を有する方で、妊娠を希望する女性や同居の方

実施期間 平成27年1月31日まで

実施場所 高知県から委託を受けた医療機関

検査費用 無料

※風しんの予防接種への助成ではありません。

■問い合わせ先

高知県健康対策課 ☎ 088-823-9677

中央東福祉保健所 ☎ 53-3171

詳細な情報は高知県HPをご覧ください。

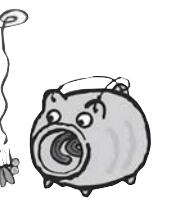
Web 高知県 風しん 検索

日本脳炎に気をつけよう！

予防接種の機会を逃した方の接種期間が延長されています

日本脳炎の予防接種の差し控えにより、定期予防接種を受けていない方（平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ）は、特例措置により、20歳未満まで定期予防接種ができるようになっています。

合計4回の接種がお済みでない方で、お手元に予診票がない方はお問い合わせください。



		回数	特例措置による接種年齢と回数
1期	初回接種	2回	20歳未満 1期の不足分 (1～3回の接種)
	追加接種	1回	
2期		1回	9歳以上20歳未満 1回接種

問い合わせ先

健康介護支援課 親子すこやか班 ☎ 52-9281

熱中症にご注意 予防と対策を！

1. 暑さを避けましょう

日陰を歩いたり、日傘を利用しましょう。気温・湿度ともに高い日は、熱中症になりやすいので特に注意が必要です。

2. 服装を工夫しましょう

通気性の良い服を着て、外出時には帽子をかぶりましょう。

3. こまめに水分補給をしましょう

室内でも、こまめに水分補給を心がけましょう。アルコールでは尿の量が増えるので、水分補給になりません。

4. 体調を整えましょう

体調が悪いときは外出や運動を控えましょう。

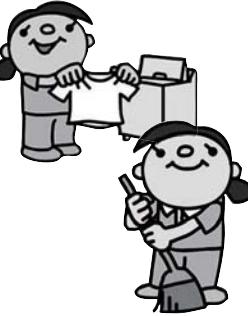
■問い合わせ先 健康介護支援課

健康づくり班 ☎ 52-9282



難病の方も利用できます 障害福祉サービス

平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、障害児・者の範囲に難病等の方が加わっています。対象となる方は、身体障害者手帳がなくても、必要と認められた障害福祉サービス等を利用することができます。



■利用できるサービス

障害福祉サービス（居宅介護・短期入所・就労移行支援など）、相談支援、補装具、地域生活支援事業など

■対象者

パーキンソン病など難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）または関節リウマチによる障害をお持ちの方。難治性疾患克服研究事業の対象疾患については、こちらのホームページをご覧ください。

難病情報センターHP

Web 難病 検索
<http://www.nanbyou.or.jp/entry/506>

■問い合わせ先

福祉事務所 社会福祉班 ☎ 53-3117

後期高齢者医療 ご加入の皆さんへ

問い合わせ先

市民保険課 保険班 ☎ 53-3115

新しい保険証は

7月下旬に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は7月下旬ごろ、黄緑色の封筒でお届けします。また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証も併せてお届けします。



保険料額決定通知書兼納付通知書は 7月中旬に発送予定です

個人ごとの平成26年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法または併用となります。

特別徴収（年金天引き）

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。